

景観形成基準

届出対象行為ごとの市域共通の景観形成基準は次のとおりです。

② 工作物の新築・増築・改築又は移転

項目		基準																
立地・配置	立地	・眺望地点からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける立地とする。																
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望地点からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける配置とする。 ・周辺の地形やまち並みなどの景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。 ・道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景空間や公開空地的な空間、隠蔽植栽のための空間を確保する。 																
形態		・形態は、周辺の地形やまち並みなどと調和し、目立った印象とならないようにする。																
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外観の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。 ・日本工業規格 Z8721 [色の表示方法—三属性による表示] (以下、マンセル値と呼ぶ。) において、以下のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="443 1272 1423 1630"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R (1 0 R P) ~ 5 R</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="6">2 以上</td> </tr> <tr> <td>5 R ~ 1 0 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>5 Y ~ 1 0 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、工作物で着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りではない。 	色相	彩度	明度	0 R (1 0 R P) ~ 5 R	4 以下	2 以上	5 R ~ 1 0 R	5 以下	0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R	6 以下	0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y	5 以下	5 Y ~ 1 0 Y	4 以下	その他	3 以下
色相	彩度	明度																
0 R (1 0 R P) ~ 5 R	4 以下	2 以上																
5 R ~ 1 0 R	5 以下																	
0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R	6 以下																	
0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y	5 以下																	
5 Y ~ 1 0 Y	4 以下																	
その他	3 以下																	
道路に面した空地		・前面道路等に面した後退部分の空地は、圧迫感を軽減するために植栽により修景する。																

植栽	<ul style="list-style-type: none">・敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かす。・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。・周辺植生に調和する樹種を選択する。
工作物に付帯する広告物	<ul style="list-style-type: none">・広告物は、自家広告のみとする。・看板部分の面積は最小限に留める。・看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける。